

平成26年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 協働によるまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画記載頁	159ページ
-------	------------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	政策名 (基本施策名)	23 市民が主役のまちづくりを推進する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体による連携したまちづくり活動や、市政への積極的な参画によって、市民が主役となったまちづくりが実践されています。
------	-----------------------------	----------------	---------------------	---------------------	--

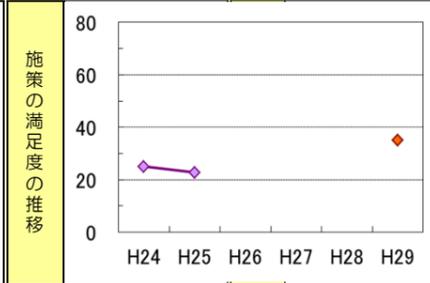
2 施策の取組状況

施策目標	市民・地域活動団体・NPO・事業者・行政が、それぞれ、適切に役割を分担して、協働のまちづくりに取り組んでいます。
------	--

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価			
	指 標 1	まちづくりセンター及びボランティアセンターの登録団体数(団体)	単年度目標値	440	490	520	550	580			600	A	指標 3	施策の満足度(%)	調査結果	25.0%	22.8%					
現状値			348団体	実績値	460	507																
目標値(H29)			600団体	単年度の達成度	104.5%	103.5%																
指 標 2		現状値	実績値							B	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)											
			目標値(H29)	単年度の達成度																		
			単年度目標値																			
	中核市平均	実績値										【参考】中核市等との水準比較	中核市での本市の順位									
		目標値(H29)	単年度の達成度																			
		単年度目標値																				
中核市での本市の順位	実績値																					
	目標値(H29)	単年度の達成度																				
	単年度目標値																					

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(±5pt超) [33点]	B: 前年度同水準(±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下(±5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり(主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ(主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	◆東日本大震災等を契機に、ボランティアへの参加や避難所の開設に伴う地域団体等との連携が積極的に行われるなど、市民の主体的な活動が活発化しており、社会貢献活動に取り組む機運が高まっている。 ◆県において地域主権や住民との協働による行政の推進の必要性を掲げており、「新たな公の担い手支援事業」が実施されている。	市民満足度	まちづくりセンターの機能を生かしながら、まちづくり活動団体等への支援や活動場所の提供、相談など、協働によるまちづくりを推進するための取組を進めているところであり、平成25年度の市民意識調査においても、同水準で推移していると考えられる。	総合評価	83点 概ね順調
施策指標	◆まちづくりセンターの周知を図るため、これまでの広報活動のほか、新たにSNS(LINE)を活用した広報や視覚障がい者の方への音訳CDの配布、ボランティアのきっかけづくりへの呼びかけなどにより、施設を利用する機会が増加した。また、各主体の連携・協力した取組につなげるため、まちづくりセンターにおいて、様々な事業を通じ、団体間交流を図るなど、協働のまちづくりの拠点施設としての機能を発揮している。 ◆市民活動団体等の組織基盤強化のため、市民活動助成事業をはじめ、各種相談業務、NPO設立や会計事務などの連続講座を開催し、団体の自立化に向けた組織力・経営力をアップさせるための支援が図れた。				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業 ※	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		事業の進捗状況	H25事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民活動助成事業助成金	○★	経営基盤・人材育成の支援	・市民活動団体	市民活動に対する財政支援	計画どおり	807	H15		・市民活動の活発化を図るため、自主的で公益的な活動を行っている団体に対し、事業費の一部を助成することにより、自立化に向けた支援を行っていく。 ・複数の主体が連携・協力した協働の取組を進めるため、「連携支援コース」の利用を促進していく。
2	宇都宮歩け歩け大会実行委員会交付金		多様なまちづくり主体の連携の場の形成推進	歩け歩け大会実行委員会, 市民, 地域活動団体	歩け歩け大会の開催	計画どおり	1,200	H6		・大会の開催にあたり、地域活動団体, NPO, 企業等と連携を図りながら実施することにより、郷土愛とコミュニティ意識を高めていく。 ※組織一体化(市民憲章推進協議会, 市民の日実行委員会, 歩け歩け大会実行委員会)により、今後、市民憲章推進協議会の事業として実施する。
3	市民憲章推進協議会補助金	★	多様なまちづくり主体の連携の場の形成推進	市民憲章推進協議会, 市民, 地域活動団体, 企業	市民憲章の普及啓発	計画どおり	750	S55		・市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、市民憲章の普及啓発をより一層推進していくとともに、組織一体化による効果的・効率的な組織運営を図っていく。
4	まちづくりセンターの運営	○★	まちづくりセンターのネットワーク機能の充実	・市民, 地域活動団体, 非営利活動団体, 企業, 大学	まちづくり活動の支援	計画どおり	24,300	H23	先駆的	・市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくりに関する相談、情報収集・発信、活動場所の提供、連携体制の構築、ボランティアへの参加のきっかけづくりなど、まちづくりセンターをとおし、継続的な支援を行っていく。 ・地域, NPO, 企業, 大学等が連携・協力し相乗効果が発揮される取組を促進していく。 ・組織基盤の強化を図るため、民間などの助成金制度の紹介や勉強会など、運営支援の充実を検討していく。
5	市民の日実行委員会交付金		多様なまちづくり主体の連携の場の形成推進	・市民の日実行委員会, 市民活動団体, 市民, 企業	・市民の日記念のつどいの開催 ・フェスタmy宇都宮の開催	計画どおり	4,750	S62		・まちづくりへの市民参加促進を図るとともに、郷土愛とコミュニティ意識を高めるため、「宇都宮市民の日」の事業を通じた普及啓発を行っていく。 ※組織一体化(市民憲章推進協議会, 市民の日実行委員会, 歩け歩け大会実行委員会)により、今後、市民憲章推進協議会の事業として実施する。
6	地域コミュニティセンター建設事業	★	まちづくり活動拠点の充実と機能の強化	・地域まちづくり組織	・地域コミュニティセンター建設	計画どおり	176,420	H14		・地域まちづくり組織の活動拠点施設として地域コミュニティセンターを整備することにより、市民・地域活動団体・NPO・事業者の連携を促進し、協働によるまちづくりの推進につなげていく。 ・施設の管理については、地域まちづくり組織を指定管理者として指定しているが、まちづくり活動に効果的・効率的な管理運営方法について検討していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆NPO等の組織力・経営力の向上を図り、公共の担い手として自立できるよう継続した支援の充実を図る必要がある。</li> <li>◆多様化している公共的課題の解決を図るため、まちづくりセンターの機能を生かし、まちづくり活動への参加意識の醸成を促すとともに、まちづくり活動主体の特性や専門性を生かし相乗効果が発揮されるよう連携・協力した取組を促進する必要がある。</li> <li>◆組織一体化した市民憲章推進協議会を中心に、市民の日事業や歩け歩け大会事業、その他各種事業を通じ、市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、普及啓発をより一層推進する必要がある。</li> </ul>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆まちづくり活動へ参加する環境の整備を図るとともに、まちづくり活動主体の組織力向上と活動主体間の連携・協力した取組を促進し、協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆(市民活動助成事業助成金) 市民活動助成事業により、自主的で公益的な活動を行っている団体に対し、事業費の一部を助成することにより、自立化に向けた支援を行うとともに、団体等が連携・協力した協働の取組を進められるよう「連携支援コース」の利用促進を図っていく。 ◆(まちづくりセンターの運営) 多くの方にボランティアへの参加のきっかけづくりや団体間交流による連携・協力した協働の取組を促進していくとともに、連続講座等(会計や組織運営)の開催や活動に関する相談など、まちづくりセンターをとおし、適切な支援を図っていく。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆市民の日事業及び歩け歩け大会事業などを通じ、市民憲章の普及啓発を強化するとともに、構成団体に企画の段階から参加・参画してもらうことにより、効果的・効果的な運営を図っていく。</p>